

## 平成 28 年度第 8 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 28 年 (2016 年) 11 月 10 日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 00

2 場 所 長野県庁 西庁舎 301 号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) リニア中央新幹線に係る大鹿地区の環境保全計画について

(2) 事後調査報告書について

(3) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

陸 齊

佐 藤 利 幸

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志 (委員長職務代理者)

中 村 雅 彦

5 欠席委員 (五十音順)

亀 山 章

野見山 哲 生

山 室 真 澄

事務局  
寒河江  
(県環境政策課)

ただいまから、平成28年度第8回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。亀山委員、野見山委員、山室委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

皆様、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。早速、議事に入らせていただきますので、進行に御協力のほどをお願いいたします。では、初めに今日の会議の予定と資料につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局  
仙波  
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の仙波道則と申します。よろしくお願いいたします。事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

まず、本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)のリニア中央新幹線に係る大鹿地区の環境保全計画について、事業者から説明いただいた後、御議論をお願いいたします。

続いて、議事(2)の事後調査報告について、旧軽井沢倶楽部開発事業、湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業の事後調査報告書を事務局から御説明した後、御議論をいただきます。

最後に議事(3)その他において、南木曾町における水資源に係る具体的な調査の計画に対する県からの助言(案)並びに平成27年度における環境調査の結果等及び大鹿村内発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果への県からの助言に対する事業者の対応方針について、事務局から御説明し、概ね15時半には会議を終了する予定としております。

次に、本日の会議資料ですが、会議次第にも記載のとおり、お手元に資料1～資料5を配布させていただきます。

資料1は、中央新幹線南アルプストンネル新設(長野工区)工事における環境保全について及び大鹿村内発生土仮置き場における環境保全についての概要を事業者がまとめた説明資料になります。

資料2は、旧軽井沢倶楽部開発事業及び湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業の事後調査報告書の概要をまとめた資料になります。なお、委員の皆様には、旧軽井沢倶楽部開発事業の事後調査報告書及び湖周行政ごみ処理施設整備に係る事後調査報告の非公開版を本日配布させていただきます。非公開版は希少動植物の具体的な生息場所等が記載されている資料ですので、取扱いには御留意いただくようお願いいたします。

資料3は、議事(3)その他において説明する、10月21日の第6回技術委員で御審議いただいた「南木曾町における水資源に係る具体的な調査の計画」に対する県からの助言の案になります。

資料4及び資料5は、9月15日の第5回技術委員会で御審議いただいた「平成27年度における環境調査の結果等について」及び「大鹿村内発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果」への県の助言に対して、昨日、事業者から示された対応方針になります。事務局からの説明は以上でございます。

片谷委員長

ありがとうございました。資料はお手元にそろっておりますでしょうか。

それでは早速、議事に入らせていただきます。議事の1番目でございますが「リニア中央新幹線に係る大鹿地区の環境保全計画について」ということでございます。では、資料1につきまして、事業者から御説明をいただくことにいたします。

事業者の皆様方におかれましては、御多忙の中、当委員会に御出席くださいますようお願いいたします。時間も限られておりますので、要点を捉えて御説明をお願いいたします。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

それでは御説明させていただきます。説明者は、JR東海環境保全事務所(長野)所長の太田垣でございます。どうぞよろしくお願いたします。着座で御説明させていただきます。説明内容は、標題の2点でございます。お手元の資料と合わせて御覧いただければと存じます。

まず、中央新幹線南アルプストンネル新設(長野工区)工事における環境保全について御説明いたします。本書の構成でございます。本書は御覧の4章の構成になっております。第1章が本書の概要、第2章が工事の概要、第3章が環境保全措置の計画、第4章が事後調査及びモニタリングでございます。

まず、第1章の本書の概要について御説明します。これは本書の位置づけを説明しています。読み上げさせていただきます。中央新幹線南アルプストンネル工事を実施するにあたり、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書」に基づいて、工事中に実施する環境保全措置、それから事後調査及びモニタリングの具体的な計画について取りまとめたもの、でございます。

続きまして、第2章、工事の概要について説明します。工事名称がございまして、その下、工事場所は長野県大鹿村大河原地内の釜沢、上蔵、上市場でございます。工事延長は本坑が8.4km、その他に先進坑、非常口トンネル等がございます。工事時間は、準備工・設備工については8時~17時まで、トンネル掘削は、7時~翌朝7時までの24時間でございます。資機材運搬は7時30分~19時、発生土運搬は8時~18時でございます。休工期としては、日曜日を基本として、その他年末年始等がございます。

次に路線概要及び工事の位置でございます。今回対象となる工事の範囲を図の実線の位置で示してございます。

続きまして、各非常口の工事位置の説明でございます。まずは、小渋川非常口でございます。下の写真の赤い範囲が施工ヤードになります。現状は碎石会社の敷地の一部で、黄色い箇所が坑口の位置の予定でございます。

次に、除山非常口でございます。下の写真の赤い範囲が、施工ヤードになります。元々は釣り堀り場でございます。

続きまして、釜沢非常口でございます。下の写真の赤い範囲が施工ヤードになります。写真の手前の河川に栈橋を設置して、渡河する計画でございます。

次に、工事施工ヤード及び工事に用いる車道の拡幅等の施工手順について御説明します。一つ目のポツでございますけれども、各非常口の工事施工ヤードは、バックホウなどを使用して所定の高さまで切盛土し整地します。なお、工事施工ヤード内はコンクリート又はアスファルトにて舗装します。除山非常口と釜沢非常口間には、仮栈橋を設置します。二つ目のポツでございます。工事に使用する既設道路の改良として、県道253号赤石岳公園線の一部についてバックホウ等を使用し、道路拡幅等の改良工事を行う予定でございます。三つ目のポツでございます。下の図で示すとおり、小渋川及び青木川に仮設の橋梁を設置し、小渋川左岸の既設道路を拡幅して、集落を回避する迂回ルートを設置します。迂回ルートは仮設橋梁も含めて工事完了後は撤去し、原状に復旧いたします。

続きまして、トンネルの施工手順の説明でございます。本工事では、NATMを採用いたします。掘削時に地質把握のため、先進坑を先行して掘削いたします。図には、NATMの施工手順を示しておりますが、詳細は割愛させていただきます。

続きまして、工事工程でございます。各非常口、ヤードの整備を順次行いまして、まずは3段目の小渋川非常口が年明けから、次に1段目の除山非常口が今年度第4四半期から、そして2段目の釜沢非常口は来年度第1四半期から、各々掘削を開始する予定でございます。

次に発生土置き場の計画について御説明します。発生土置き場の候補地ですが、現時点では図面の左上の緑色の楕円形に示す、松川町内の県道22号線沿い付近を候補地として、地元と協議を進めております。ただし、図面に黒い線で示している途中の運搬経路のうち、県道59号線についてトンネルの掘削を含む改良工事を県と共同で実施しており、その改良工事が完了するまでの間は大鹿村内に発生土を仮置きする計画です。大鹿村内の仮置き場として、図面右側のAからFの7箇所に仮置きする予定です。7箇所のうちオレンジの丸印の3箇所については、具体化した仮置き場計画地として既に調査及び影響検討を行い御説明しているところでございます。また青の丸印の2か所は現在調査中のものです。緑の丸印2か所については当初仮置き場の候補地でしたが、土地の嵩上げ等として恒久的に有効活用していただけないか、関係機関と協議をしております。発生土置き場及び仮置き場における環境保全については、別途計画できた段階で御説明していく所存でございます。

次に発生土仮置き場の利用計画についてでございます。現段階では図のような工程を考えてございます。

続きまして大鹿村内の工事用車両の運行ルートについて段階を追って御説明いたします。まず第1段階でございます。図の青色の二重線が発生土の運搬ルートになります。除山及び釜沢の非常口からの発生土は、釜沢地区内の仮置き場へ仮置きします。小渋川非常口からの発生土は、隣接の仮置き場へ仮置きします。その他の資材及び機械は、村外から搬入する場合には県道59号、県道22号、国道152号及び県道253号を使用して運搬してまいります。

次に第2段階でございます。第2段階は小渋川左岸の迂回ルートが設置できた段階でございます。迂回ルート設置後は大河原地区の集落を回避した運行ルートに変更いたします。小渋川非常口からの発生土は発生土仮置き場（候補地）へも運搬を開始いたします。また別の工事である青木川非常口からの発生土も、青木川非常口に隣接する仮置き場を使用するほか、村内の発生土置き場（候補地）へも運搬する計画でございます。

次に第3段階です。第3段階では釜沢非常口と小渋川非常口間の先進坑が開通した段階です。この段階では貫通した釜沢非常口、小渋川非常口間の先進坑内を利用して、除山及び釜沢非常口の発生土を運搬いたします。

最後に第4段階です。第4段階では県道59号の改良工事が完了した段階です。この段階から大鹿村外へ発生土の運搬を開始します。また発生集中交通量を平準化しながら、発生土仮置き場の発生土も村外に運搬します。

次に工事の開始からの車両の運行台数を御説明します。上のグラフが工事開始からの車両の運行台数を示したものです。グラフの黒い点線は環境影響評価書で想定していた車両の運行台数、紫の実線は現時点での見込みの台数でございます。評価書ではピーク時に1日当たり往復で1,736台を想定していましたが、現段階ではピーク時に1,350台と、割合にして2割程度の低減が可能と考えています。低減できる理由としては、評価書では搬出量のばらつきによる余裕分を見込んでいたものを、今回は大鹿村内の仮置き場をストックヤードとして使用することにより搬出時期の調整が可能のため、余裕を見込む必要がなくなったからでございます。下のグラフは運行ルートの各段階のスケジュールを示しております。上のグラフの横軸とはリンクしておらず、紛らわしい構成となっております。申し訳ございません。

続きまして、第3章について御説明します。第3章は環境保全措置の計画です。環境保全措置の検討方法については、図に示すフローのとおり3段階で検討しています。第1段階は施設や工事施工ヤードの詳細な計画に当たり、重要な動植物の種が生息・生育する箇所をできる限り回避するとともに、重要な地形及び地質等その他環境要因への影響も考慮し、地形の改変範囲をできる限り小さくするよう計画するというものです。第

2段階は、その上で、工事による影響を低減させるための環境保全措置を、現場の状況に即して検討するものです。検討は建設機械、仮設設備等のハード面及び係員の設置、教育・指導、設備のメンテナンス等のソフト面から行っております。第3段階は必要な場合には、環境を代償するための措置について検討するものでございます。なお、検討に当たっては大鹿村の地域特性として、静寂な環境の集落を配慮して検討いたしました。また植物の移植等専門性の高い環境保全措置については、専門家等の助言を受けて検討いたしました。

次に環境保全措置を検討した事業計画について御説明します。今回は図に示す3箇所  
の非常口及びそこから掘削するトンネルについて対象としております。なお、先ほど御  
説明した県道253号の道路拡幅箇所や迂回ルート<sup>①</sup>の設置箇所のほか、新たに対処等が必要  
となる場合には、当該箇所の自然環境及び改変の規模に応じて、事前に重要な動植物  
の生息・生育状況等の確認を行い、必要に応じ環境保全措置を検討することを記載して  
ございます。

まず、重要な種等の生息・生育地の回避の検討でございます。先ほど御説明した環境  
保全措置の検討の第1段階になります。一つ目のポツとして、工事施工ヤードの検討に  
当たっては、使用する設備の必要面積や設備配置を考慮したほか、工事施工ヤード周辺  
には重要な種の生息・生育地が存在することから回避の検討を行いました。また二つ目  
のポツとして、植物の一部については、回避のための措置を講じても生育環境が十分に  
保全されないと考えられたため、代償措置を実施することとしました。希少種保護の観  
点から非公開としておりますが、お手元の本編の冊子において、3-4ページからヤード  
周辺の重要な種の確認位置を記載し、その後、各対象種の検討結果を記載しております。

続きまして第2段階の工事による影響を低減させるための環境保全措置について御  
説明します。ここでは工事による影響を低減させるため、工事中に実施する環境保全措  
置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮し計画したことを記載していま  
す。本編の3-11ページから、環境要素ごとに環境保全措置の具体的な実施箇所等を記  
載しております。スライドでは主なものについて御説明いたします。

まずは仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策等について御説明します。スライ  
ドでは除山非常口を例に御説明いたします。まずは仮囲い・防音シート等の設置による  
遮音対策としましては、①番のとおり仮囲いを設置いたします。また②番として防音  
壁・防音ハウスを設置します。なお除山非常口は防音ハウス、釜沢非常口と小渋川非常  
口では防音壁を設置します。③としてトンネル坑口に防音扉を設置します。④番として  
バッチャープラントは防音型にいたします。⑤番として坑内からのずり運搬はベルトコ  
ンベヤを採用します。これは除山と小渋川非常口のみでございます。また⑥として排出  
ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械を採用します。また⑦番として工事排水の適  
切な処理として、濁水処理設備の設置を挙げてございます。

続いて動物、植物に関する主なものを御説明いたします。まず小動物等の移動経路の  
確保として、①のとおり小動物這い出し型の側溝を設置いたします。次に②のとおり低  
騒音・低振動型建設機械を各施工ヤードで採用します。また③のとおり外来種の拡大抑  
制として、タイヤ洗浄機を設置いたします。

最後に車両の運行に関する主な環境保全措置の実施箇所等について御説明します。ポ  
ツの1としては資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口、周辺道路の清掃及び散水、  
タイヤの洗浄等について各施工ヤードで実施いたします。ポツの2として荷台への防塵  
シート敷設及び散水についても各施工ヤードで実施いたします。また資材及び機械の運  
搬に用いる車両の運行計画の配慮としては、迂回ルートの構築や貫通した先進坑内を運  
行ルートに活用することにより、既存道路周辺への影響を低減する計画とすることを挙  
げております。

次に重要な種の移植・播種について御説明します。これは環境保全措置の検討の第3  
段階になります。工事施工ヤードの検討にあたっては、重要な種が生息・生育する場所  
を回避することを前提に検討を行いました。一部の重要な種等を回避することができ  
なかつたため、工事前に移植・播種を実施いたしました。こちらも希少種保護の観点か

ら非公開としております。お手元の本編の冊子において 3-35 ページから記載してございます。

続いて第4章事後調査及びモニタリングについて御説明します。事後調査及びモニタリングについては評価書及びこれに基づく事後調査計画書、並びに水資源においては平成26年12月に作成した大鹿村における水資源に係る具体的な調査の計画に基づいて実施します。事後調査についてはスライドの表の項目について実施いたします。モニタリングについてはこちらの表の項目について実施する計画でございます。

こちらの図は大気質、騒音、振動に関するモニタリング調査地点です。施工ヤードとしては除山と小洪川の非常口、運行ルートとしては大鹿村役場前及び小学校、保育所の前で実施します。なお大気質、騒音、振動については大鹿村との協議によりモニタリングとは別に年2回計測していきます。また施工ヤードの騒音、振動については日々簡易計測を実施いたします。

こちらは水質、水底の底質に関するモニタリングの調査地点でございます。

最後に事後調査・モニタリング結果の取扱いについて御説明します。事後調査・モニタリングの結果は自治体との打ち合せにより周知方法を決定の上、地区にお住まいの方々に公表します。上記の結果や環境保全措置の実施状況については年度毎に取りまとめ、長野県への年次報告として報告を行うほか、当社のホームページにおいても公表いたします。結果を受け、必要な場合には、追加的な環境保全措置の実施や、環境保全措置の変更を実施いたします。その場合には環境保全措置の追加や変更に伴い影響が及ぶ可能性のある地域にお住まいの方々に對し、内容を説明の上、実施してまいります。

続きまして、大鹿村内発生土仮置き場における環境保全について御説明いたします。こちらの構成については先ほどの第4章に加えて第5章として発生土置き場の管理計画が追加になってございます。

まず、第1章の本書の概要では本書の位置づけになります。読み上げさせていただきますと、大鹿村内発生土仮置き場計画地AとBとEについて、評価書及び9月に作成した調査・影響検討の結果に基づき、工事中に実施する環境保全措置、事後調査・モニタリングの具体的な計画、そして工事中、仮置き期間中及び撤去後に周辺環境に影響を及ぼさないための管理計画について取りまとめたもの、でございます。

次に第2章工事概要でございます。工事位置については前回調査及び影響検討において御説明した計画地A、B、Eでございます。詳細は割愛させていただきます。

各仮置き場の計画について説明でございます。こちらは計画地Aでございます。こちらも前回御説明したとおりでございますので割愛させていただきます。こちらは計画地Bでございます。こちらは計画地Eでございます。

続きまして、要対策土仮置き箇所の計画について御説明します。トンネル掘削による発生土については、自然由来の重金属等が含まれる場合がありますので、各非常口の工事施工ヤード内の仮置き場において1日1回を基本に調査を行い、土壌汚染対策法で定める溶出基準値を超える自然由来重金属等を含む発生土（要対策土）については、建設工事に発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブックに基づき適切に処理する考えです。発生土仮置き場計画地AとEについては、要対策土が発生した場合にそれらを搬入し、処分をするまでの仮置き場所として使用いたします。なお、第2章ではその他に工事工程や運搬に用いる車両の運行台数について記載しておりますが、前回の御説明と同様になりますので割愛させていただきます。

続きまして、第3章環境保全措置の計画について御説明します。まずは環境保全措置の検討方法でございますが、先ほど御説明したトンネル工事本体の環境保全についての進め方と同じ方法でございます。まず、第一段階の重要な種等の生息・生育地の回避の検討でございます。こちらも先ほど御説明したトンネル工事と同様でございます。お手元の冊子の3-2 ページからヤード周辺の重要な種の確認位置、それから各対象種の検討結果について記載してございます。

続きまして検討の第2段階、工事による影響を低減させるための環境保全措置でございます。スライドでは主なものについて御説明します。ここでは、排出対策型、低騒音・

低振動型建設機械について各仮置き場で採用することを示してございます。

次に水環境及び土壌環境で取り上げている要対策土における工事排水の適切な処理及び仮置き場における掘削土砂の適切な管理について御説明します。まず、工事排水の適切な処理としては、真ん中の図に示すとおり要対策土を防水シートで上から覆うとともに、外からの雨水流入を防ぐ側溝を配置し、要対策土に直接雨水が触れないようにいたします。その上でその内側に敷地外への流出を防ぐ側溝（要対策土内排水路）を設置します。要対策土内排水路に流入した排水は、スライド下方のフローに従って集水タンクで自然由来重金属等の濃度を確認し、排水基準値を超える排水については専用の処理設備で処理を行い、浄化された清浄水のみ既設水路又は既設側溝を經由し、近傍の河川へ放流いたします。また掘削土砂の適切な管理としては、先ほど御説明した防水シート等により要対策土に直接雨水が触れないようにすることのほか、底面にアスファルト舗装を行うこと等により雨水等による重金属等の流出、飛散及び地下水浸透を防止します。これらの環境保全措置については要対策土を仮置きする仮置き場A及びEについて実施いたします。

その他の主な環境保全措置の実施箇所でございます。動物、植物に関する環境保全措置については外来種の拡大抑制について各作業ヤードにタイヤ洗浄装置を設置します。走光性昆虫に対する照明の工夫については、基本的には照明設備は仮置き場には設置しない計画といたします。また、景観に対する環境保全措置として仮設物の色合いへの配慮については、景観へ配慮した色彩の塗装を実施してまいります。

次に、環境保全措置の検討の第3段階である重要な種の移植・播種について御説明します。発生土仮置き場についても同様に移植・播種を実施いたしました。こちらも希少種の保護の観点から非公開としておりますが、お手元の本編の冊子において3-48ページから記載してございます。

続きまして、第4章事後調査及びモニタリングでございます。仮置き場の事後調査については、移植・播種した植物の生育状況及び猛禽類の生息状況の調査を実施します。また、モニタリングについては下の表のとおり実施してまいります。

最後に、第5章発生土仮置き場の管理計画について御説明します。最初に管理計画の概要として位置づけの説明でございます。管理計画の位置づけでございますが、国土交通大臣意見を受けて評価書において、発生土置き場の設置に当たっては、関係地方公共団体等と調整を行った上で、濁水の発生防止や土砂流失防止その他周辺環境に影響を及ぼさないための管理計画を発生土置き場毎に作成すること、としており、これを取りまとめたものでございます。

最初に工事中の管理計画について御説明します。まずは発生土搬入計画でございます。一つ目のポツは搬入する発生土の説明でございます。各々の仮置き場の発生土の搬入元を記載しております。また仮置き場A及びEについては、要対策土と基準等に適合することが確認された土を区分して搬入することを記載しています。二つ目のポツは搬入路の説明でございます。三つ目のポツは要対策土の運搬についての説明です。汚染土壌の運搬に関するガイドライン等に記載されている実施内容を踏まえながら運搬することを記載しております。

次に計画上の配慮事項でございます。排水計画としては、流入水処理として発生土仮置き場の外周に排水設備を設置すること、最下流にためます又は沈砂池を設置すること、転圧、締固めにより表面の崩壊を抑え土砂流出を防止することを挙げております。

法面管理計画として、法面勾配を盛土が安定する勾配とすること、盛土高が5.0mごとに小段を設けること、法面保護として必要に応じて法肩に排水側溝を設置する等により土砂流出を防止することを挙げております。

また、要対策土については先ほど環境保全措置で御説明した対策を講じることを記載しています。

次に造成中の配慮事項について説明します。事前処理としては、排水設備及び沈砂池の設置、支持地盤はあらかじめ草木を伐開、除根する、また要対策土仮置き場ではアスファルトコンクリートを打設することを記載しています。また、転圧として、重機を使

用して 50cm ごとに締固めること。排水としては、表面に勾配を設け、発生土の泥濘化を防止すること、水の集中しやすい箇所には降雨時の浸食を防止する配慮を行うこと、排水設備は、堆積物の除去を行い機能維持に努めることを記載しております。

次に仮置き期間中の管理計画の説明です。仮置き期間中の配慮事項としてポツ1では、排水設備については土砂や草といった堆積物の除去を行うこと、水量が多くなると想定される場合には排水の状況確認を行うこと。ポツ2では、要対策土の仮置き場では上記に加え、盛土を防水シートで覆うこと、防水シートの飛散防止策を徹底すること、定期的に巡回点検を行い、防水シートやアスファルト舗装等に劣化・破損がないことを確認し、必要な場合には修繕を行うことを記載しております。

次に仮置き期間中の異常時の対応について説明します。降雨時については、必要な場合には、シートによる法面養生等を行うこと、定期的に巡回点検を行い、異常が発生した場合は関係箇所に連絡することを記載しています。また、地震時については、巡回点検を実施すること、異常が発生した場合には関係箇所に連絡すること、安全確保に必要な措置を実施することを記載しております。

最後に撤去後の管理計画について説明いたします。一つ目のポツとして要対策土の撤去後に土壌の調査を実施すること、土壌汚染対策法に定める基準値以下であることを確認すること、また必要な際には追加の環境保全措置を実施することを記載しております。二つ目のポツとしてモニタリングを踏まえて、必要に応じて、撤去後も影響が収束するまでの間モニタリングを実施すること、必要な際には追加の環境保全措置を実施することを記載しています。三つ目のポツとして上記の措置が完了した後に最終的な管理の引継ぎにおいては、大鹿村及び地権者と十分に調整を行い、適切な管理が継続して実施されるよう努めることを記載しています。

説明は以上でございます。長い時間、御静聴いただきありがとうございました。

片谷委員長

はい。ありがとうございました。全体を通して御説明いただきましたので大分時間がかかりましたけれども、順次質疑をしてみたいと存じます。現場周辺では、先般着工のセレモニー等も行われたようでございまして、テレビのニュース等でも報道されておりましたけれども、順調にスタートしたという理解でよろしいですね。では、御説明いただいた資料1に基づいて質疑を進めてまいります。最初は一つ目の南アルプストーンネル新設工事における環境保全についての2章の工事概要について、以前から説明いただいている部分と、今日少し追加で説明されている部分とがあるかと思いますが、確認しておきたいようなことがありましたら承ります。

はい。梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

前回欠席しましたので、そのことも含めてちょっと確認したいのですが、スライドの14番の仮置き場の利用計画で、濁水などを管理する設備を作られるとのことですが、この棒グラフを見るとずっと工事が続いているような印象があります。最終的に管理ができるまでの措置と申しますか、管理をしながらかやるのか、その辺を説明していただければと思います。

事業者  
太田垣

仮置き場については、仮置き中、それから仮置きした後に村外に運搬をするまでの間については私どもの方で管理をいたします。

梅崎委員

排水溝や法面の保護などの管理は、計画高さに達するまでは行われないことになりませんか。

事業者  
太田垣

途中の段階でも、日々管理してまいります。

梅崎委員

その辺が少し分かりにくかったことと、AからFの仮置き場の土はまた持ち出す訳で

すね。そうすると、またそこを掘削する訳ですが、その計画も少し分かりにくかったので、説明していただければと思います。

事業者  
太田垣

13 番のスライドでございます。今、私どもが仮置き場として計画しているのが A から G までの 7 箇所です。前回の説明ではもう 1 つ H がありましたけれど、H については青木川の非常口で使うものですので、今回の御説明からは省いております。基本的には、A、B、C、D については仮置きした後に地権者にお返りする予定でございます。E については、仮置き後には私どもの変電施設を設置する予定でございます。また、F と G については元々仮置き場として計画しておりましたが、そのまま土地の嵩上げ等として有効活用していただくということで、今協議をしている状況でございます。

梅崎委員

ありがとうございました。大体の工事概要は分かりましたけれども、それを踏まえての管理等の質問は後の方がよろしいですか。

片谷委員長

はい。では、この第 2 章に関する他の御質問を承ります。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

今の梅崎委員の御質問とも関係しますが、今回は発生土仮置き場の環境保全について御説明いただきましたけれども、発生土置き場、これは候補地でまだ決まっていないということですが、発生土置き場の環境保全については、いつ頃御説明いただける予定でしょうか。スライドの 14 番の表のどの辺りか教えてください。

事業者  
太田垣

F、G と村外の候補地のことだと思いますが、使用開始するまでには、影響検討の結果、それから環境保全計画について作成して御説明する予定でございます。

鈴木委員

いつ頃ですか。例えば、B と E は 31 年度までしか仮置き場がないということはその前から運び出す訳ですね。ですから、29 年度か 30 年度には発生土置き場の環境保全についても御説明いただけると考えてよろしいでしょうか。

事業者  
太田垣

仮置き場の A と B と E は既に御説明させていただいております。C と D が残っております。C と D についてはまだ調査中及び協議中でございますので、これらの見通しが立った段階で影響検討書を作成し、その後供用を開始する予定でございます。

片谷委員長

仮置き場でない発生土置き場の方ですね。F と G と村外ですね。

事業者  
太田垣

F と G については 30 年度から供用開始する予定でございますので、それまでにということになります。

片谷委員長

おそらく 29 年度ですね。

鈴木委員

では、村外はもっと後ということですか。

事業者  
太田垣

村外については 59 号線改良後に出しますものですから、それまでにはと考えてございます。

鈴木委員

では、具体的にはまだ分からないということになりますね。というのは、余りに時間が空いてしまい、委員の皆さんが殆ど変わって前のことが分からないということになってしまうと、要するに環境保全の措置が継続されない心配があったものですから、今お尋ねしました。ですから、なるべく早く発生土置き場の方も、委員が少なくとも半分くらいは残っているうちに是非お願いできれば、という要望です。

事業者 太田垣	発生土置き場の候補地は、今、地元で御説明している最中でございますけれども、やはりちゃんと理解が得られて、ここに持って行けるということが自信を持って言える段階になって、初めて出せるものだと考えております。
片谷委員長	現状の計画では村外の候補地を使い始めるのは31年度ということですから、30年度には保全措置も含めた計画の詳細を御報告いただけるという理解でよろしいですね。
事業者 太田垣	結構でございます。
片谷委員長	30年度までに委員が全員交代することがないように、これは事務局に御配慮いただくようお願いいたします。 では、ほかの御質問を承ります。佐藤委員どうぞ
佐藤委員	スライドの8番で、釜沢非常口は写真を見る限りかなり自然度が高いような感じがします。何か特別な配慮は考えておられるのでしょうか。
事業者 太田垣	釜沢の非常口に限ったことではございませんけれども、大鹿村内の釜沢地区については非常に自然度が高いということで、動物、植物に対しての回避の検討もしっかりやっております。また、例えば騒音、振動についても、低騒音、低振動型の機械を使う等の配慮について行ってございます。
片谷委員長	今回、この報告資料に載せていただいている3箇所の非常口に関して、特に場所による保全措置のランク付けみたいなことはしてなくて、どこも同レベルで計画されているという意味ですね。
事業者 太田垣	自然とはちょっと別かもしれませんけれども、例えば集落に近いところは防音ハウスを設置して、少し離れたところについては防音壁にするというような違いは計画してございます。
片谷委員長	それは住宅との距離によって措置を少し使い分けるという意味ですね。そうしますと、動植物関係に関しては、もちろん特異的な希少種がいれば別ですけれども、そうでない限りは同レベルで検討されているという解釈でよろしいですか。
事業者 太田垣	基本的にはどの計画地も評価書と同じように調査をして、影響検討をきっちり行っております。
片谷委員長	佐藤委員よろしいでしょうか。では、小澤委員どうぞ。
小澤委員	先ほどのスライドの13、14番のところの発生土置き場と仮置き場で質問させていただきたいのですが、発生土置き場から発生土置き場への発生土の移動というのはあり得るものなのでしょうか。仮置き場からの発生土への移動というのは当然ありますが、F、Gのような比較的小さい置き場から、例えば新しい広い置き場ができたときに、発生土を新しい置き場に移動するという想定はあるのでしょうか。
事業者 永田 (JR東海)	FとGにつきましては、大鹿村さんの方で土地の嵩上げでこの発生土を利用したいということで、基本的に盛った土はそれ以降持ち出すことは考えていません。あくまでも土地の嵩上げですので、考えていないということでございます。
小澤委員	分かりました。ありがとうございます。

片谷委員長	はい、中村寛志委員どうぞ。
中村寛志委員	スライドの 19 番の工事用車両の運行で、仮置き場を使用した場合かなり減っている訳ですが、この場合に F、G はもうパーマネントの置き場として計算されているのでしょうか。
事業者 永田	このグラフの台数ですけれども、ここに記載がございませんけれども、大鹿村役場の前を通る台数ということで記載をしてございます。ですので、F と G を恒久的な置き場として使うということであれば、F と G へ土を運搬する分については大鹿村役場までは行きませんので、その分の台数は入っていないということになります。
片谷委員長	よろしいでしょうか。では、一旦第 2 章の御質問等は打ち切らしていただきまして、次に 3 章の環境保全計画、環境保全措置の計画についての質疑に進みたいと存じます。では、富樫委員どうぞ。
富樫委員	冊子の 3-16 ページの表 3-5 (2) に水資源に関する工事実施時の環境保全措置がありまして、地下水等の監視の状況から地下水低下等の傾向が見られた場合に、速やかに給水設備等を確保する体制を整える、あるいは代替水源を確保するというような対応、保全措置が記載されています。そういう兆候が見られた場合に、工事そのものをストップすることはないということでしょうか。
事業者 永田	それは、状況に応じてということになります。絶対に止めないとも言えませんし、必ず止めるとも申し上げられません。
富樫委員	例えば、トンネルを掘削する場合でも先進坑を掘る訳ですが、それを掘っている時点でだんだん兆候が見えてきたというときに、まずはちょっと工事を一旦止めるくらいの心づもりをしておいた方がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。
事業者 永田	心づもりということでは確かにそれも一つの考え方かと思いますが、そこは工事の実際の進捗と水の状況についてよくその傾向を見ながら、その都度どういう判断をするのかということになるかと思えます。
富樫委員	特に、地下水資源の場合は、掘削をして水みちが変わってしまったような場合は、それを元に戻すということはほぼ不可能です。そういう面も考えて、その兆候を捉えるために、例えば連続観測をお願いしたということもあります。そういう兆候が捉えられたときには、やはり何か先手を取って、慎重に対応していただくように是非お願いしたいと思えます。
事業者 永田	今おっしゃられたところは正にその通りかと思えますので、そこは慎重に対応したいと考えております。
富樫委員	そういうことでしたら、この環境保全措置の中に、そうした兆候が表れた場合はその状況を見ながら工事の一旦停止も含めて検討を行うというようなところまで、やはり書いていただければと思います。
片谷委員長	これは、この委員会だけではなく、地元の住民の方や大鹿村役場の方がいろいろ心配されている点でもあろうかと思えますので、その辺に十分な配慮をすることが読み取れるような記載を、今後提出いただくときにお願いいたします。 では、他の御質問や御意見を承ります。塩田委員からお願いします。

塩田委員

冊子 3-11 ページに低周波音のことが記載されています。記憶が曖昧で申し訳ないのですが、準備書の際に、NATM 工法で機械的に掘っていくという話を聞いた気がします。スライド 11 番では発破をするようになっていますが、それだったら最初から発破の予測をすべきではないかと思います。それを最初の頃、質問したような気がしました。

発破によって低周波数成分の音が発生します。冊子 3-21 ページを見ていただくと防音扉の横にダクトが、それから 3-22 ページにも防音扉の上の方にダクトが付いています。このダクトの出口が音源になる可能性があるので、ダクトに消音器を付けないと、防音扉が遮音効果を発揮するので、弱いダクト出口から外部へ低周波数成分の音が伝搬していくこととなります。スライド 15 番では、保育所や小学校がありますが、ダクトの出口をその方向へ向けないようにしてほしいということです。

トンネル掘削が7時から翌朝の7時というのは、24 時間やるということですね。発破によって何メートル掘っていくかについては、最初の段階でそういう説明が全然なかったかと思います。機械で掘った後に NATM でしたら、コンクリートを打ちながら進んでいくので、そんなに大きな問題は発生しないと思いますが、発破になるとちょっと話が違ってきます。建設工事について、建設機械から発生する騒音とか振動について一生懸命説明している訳ですが、最初の段階で発破のことについては説明がなかったと思います。間違っていたら申し訳ないですが、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

片谷委員長

トンネル掘削に伴う騒音・低周波音に関する御質問ですが、御回答いただけますか。

事業者  
太田垣

まず、発破を使う工法を最初から使うかといいますと、坑口部の所について最初は機械掘削をしていきまして、ある程度中まで掘って、防音扉が付けられる状態になってから、発破工法に切り替えます。

次に、防音扉にダクトの穴が開いているという話でございますけれども、発破をするときには送風機を止めまして、ダクトを閉じて行うようにいたします。それからダクトの方向でございますけれども、小学校はかなり現地から遠いところでございますけれども、除山非常口についてはちょうど真正面が集落になりますので、そこは防音ハウスで全体を囲うようにいたします。それ以外の非常口についても、民家の向いている方については防音壁を設置するというので、配慮してございます。

それから発破の回数でございますけれども、地質によってどれくらい進むのかというのはありますけれども、1 回あたり最低 1m で、1 日大体 4 回から 5 回ということでございます。

片谷委員長

掘削に伴う騒音ですと、過去のトンネル工事である程度実績データはあります。全く同じ構造のものはないかもしれませんが、同じようなサイズで掘ったトンネルで、防音扉を設置している場合にどの程度外に騒音が出てきたのか、あるいはどの程度防げたのか、というようなことのアセスの世界では類似事例と言いますけれども、そういうものを少しお示しいただくと、住民の方の安心感も高まるのかなという気がいたします。この件だけでなく、今報告を出していただいている様々な項目について共通することですが、他のトンネル工事でもこのぐらいの範囲で収まっていますというようなことを示していただくと、かなり安心材料になると思いますので、その辺も少し配慮いただければと思います。塩田委員、他にありますか。

塩田委員

3-21 ページに防音扉が 2 箇所ありますが、この間隔をきちんと計算して設置すると、かなり防音効果が期待できますので、費用対効果のいい防音扉を設置していただきたいと思います。最初の防音扉と 2 番目の防音扉の間隔は波長に関係してきますが、トンネルの発破は大体 5Hz がピークになります。5Hz というのはまさしく超低周波音ですから、それを共鳴によって下げるように間隔を計算すればうまくいくと思いますので、是

	非そうしていただきたい。
片谷委員長	せっかく防音扉を2箇所設置する計画になっているようですから、それが最大効果を発揮するように位置を決めた方がいい、というアドバイスです。
事業者 太田垣	承知いたしました。
片谷委員長	御配慮をお願いします。引き続き、第3章に関する他の御質問、御意見を承ります。小澤委員どうぞ。
小澤委員	土壌汚染に関して、3-18、19 ページ辺りです。自然由来の重金属による汚染された土壌が排出される可能性があるということで、いろいろ対応を考えておられますが、その中で、発生土の仮置き場に基準に適したもの、不適なものを区別して搬出するというような計画があります。廃棄物にも関係することになりますが、その後、不適、基準オーバーで、いわゆる汚染土といわれる状態になった土壌を、どのように扱う予定でいるのかについて、説明でもちょっと確認できませんでした。どこかの処分場に搬出する想定であれば、搬出先として具体的に考えているところがあるのかどうか、あるいは発生土置き場で処理してくことを想定されているのであれば、その処理方法について示していただいた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。
事業者 太田垣	自然由来重金属で汚染された、ハンドブックでも要対策土という言い方をしていますが、まずは大鹿村内に仮置きをさせていただくということで考えてございます。その後の持って行き先については、今のところ具体的な場所は決めてございません。これから県道 59 号のトンネル工事が 30 年度いっぱいまでかかり、31 年度に村外に持ってきますので、そのときまでにはどこに持っていくのか決めて、進めていきたいと考えてございます。
小澤委員	そもそも管理型の処分場を使う想定なのか、あるいは自家処理で行うのか、そうなった場合には遮断とかいろいろな措置を取らなければいけません、そのどちらかという想定はあるのでしょうか。
事業者 太田垣	どれぐらい発生するのかということがありますが、少量であれば既存の最終処分場もありますし中間処理もあるので、そういうところを考えていきます。それとは別に、私も自らが要対策土用の置き場を設置していくというのがありますが、これから検討したいと思っております。
小澤委員	そうした対応について、どのように考えているのかというのを記述していただけたらと思います。以上です。
片谷委員長	では、富樫委員どうぞ。
富樫委員	今の小澤委員の御質問に関連してですが、今回 NATM で掘られるということですから、当然切羽をその都度確認しながら掘り進んでいくということになると思います。ずりになった時点で検査するのも必要ですけれども、例えば、土壌に自然由来の重金属等が含まれ得るような兆候が壁面で見られた場合は、掘る段階でチェックするというようなことを、是非、御検討をいただければと思います。
事業者 太田垣	どうやってチェックするかといいますと、発生土をヤードの仮置き場に、これは私も判定場と呼んでいますが、そこに置きまして、その中から 1日 1回サンプルを取って、

試験場に持っていき試験をします。要対策土かそうでないかを判別して、それぞれ区分して持っていくことを計画しております。今申し上げられるのは、先進坑を先に掘りますので、本坑の土をどういう頻度で調査して、どういうふうに処分していくのか、先進坑のデータも踏まえてやっていこうと考えてございます。切羽の所で様子を見ながら、というのはなかなか難しいところもあるかとは思いますが、専門家の意見も踏まえて検討していきたいと思えます。

富樫委員

地質を見られる人であれば分かると思えます。先進坑でそういう兆候が出てくれば、それが地下でどういう分布であるのかということは、切羽を見ながら追いかけていけば分かりますので、そのぐらいの管理をされた方がいいのではないかなと思えます。

片谷委員長

できるだけ留意していただきたいということですので、お願いいたします。では、第3章について他にありますか。大窪委員どうぞ。

大窪委員

冊子の3-24ページの表3-8にある、植物の生態系の環境保全措置で外来種の拡大抑制について、環境保全措置の効果のところ、施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めるということですが、種だけではなくて個体レベルで、地域のできるだけ在来個体を使っての緑化に努めていただくということが重要だと思えます。

片谷委員長

今の件は何か事業者さんからコメントされることありますか。

事業者  
太田垣

御意見も踏まえながら検討していきたいと思えます。

片谷委員長

はい、次どうぞ。

大窪委員

同じところで、外来種の拡大抑制について作業員の方に対して防止対策の重要性についての教育を行うということです。これは非常に大事なことだと思えますが、教育の仕方によって効果が大きく変わると思えます。できるだけ事前に、どの程度教育を行われるのか御報告いただければ、こちらとしても効果があるかどうか判断できますが、ただ教育という言葉だけだと、本当に専門家でない作業員の方に効果があるか分からないので、何か対応していただけますでしょうか。

事業者  
太田垣

工事従事員への指導というのは、それ以外の環境保全措置でもいろいろと掲げてございます。私どもとして、現場のJV職員に対して安全管理等で打ち合わせをするタイミングもありますが、そういう機会、機会でも環境についても説明していくとともに、新規で作業員が入られるときには、環境に対する配慮項目を記載したもので説明するようにしていきたいと思えます。具体的に報告するかどうかは、検討していきたいと思えます。

片谷委員長

そうした説明資料が公表可能であるならば公表していただければ、この委員会より、むしろ地元の住民や役場の方々がそれを見て安心できると思えます。このぐらいのことはちゃんと説明しているということが分かるような形に、出来るだけしていただければと思えます。

事業者  
太田垣

検討させていただきたいと思えます。

片谷委員長

では、続けてください。

大窪委員

同じところでもう1点ですが、外来種の種子や根茎が車両のタイヤに付いてき

て、現地で拡散して外来種を拡大するのを防ぐために、車両のタイヤ洗浄を施工ヤードで行うということです。具体的に絵がありますが、タイヤ洗浄機を設置して、この現場で外来種の種子が付いているような土壌を落とされても困るので、できるだけきれいな状態の車両に入ってきてもらうことが必要だと思います。もし、外来種の種子とか根茎、繁殖体を拡大させないためにタイヤ洗浄機を使うのであれば、この工事の地域外で洗浄した車両を出来るだけ入れていただけたらと思いますが、いかがですか。

事業者  
太田垣

確認ですが、この 3-24 ページに記載されているのは、要するに村外から資材とか機械を運び込んでくる車両のタイヤの洗浄について触れています。外来種の抑制というのは、そういう意味でございますけども。

大窪委員

その場合であれば、大鹿村に着いてからタイヤを洗ってもあまり意味がなくて、やはり外で資機材を積んだときに洗浄して村に入ってきてくれないと、外来種の防止にはならなくなってしまうので、その辺、どこまでできるのか、もう少し詰めていただければという気がしますがいかがでしょうか。

事業者  
太田垣

大鹿村内に入ってくる車両は、私どもの車両以外にもいろいろと入って来てまして、なかなか難しいところあるかと思っておりますけども、外来種の抑制という意味でもできる限りのことはやっていきたいと思っております。

大窪委員

すいません、続けてよろしいですか。今度は 3-36 ページの希少植物を移植・播種する候補地の環境調査についての手法ですが、表 3-15 に光環境は相対照度を測定すると書いてありますが、これはかなり簡易というか昔の測定の仕方、今は光量子密度の相対値を使うのが光環境としては普通になっています。センサーも割と安価になってきているので、できれば照度ではなくて、植物が光合成を行う範囲での光量子密度を測定する機器を使って相対値として出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

コンサルタント  
武田  
(株)復建エンジニアリング)

表 3-15 ですけれども、出典はちょっと失念しましたが、何かしらの根拠から引用している表です。実際の調査では、今、大窪委員がおっしゃられた光量子密度の測定もしております。

大窪委員

分かりました。では、記載が間違っているということでしょうか。実際に、何を測っているのか書いていただければ、それでいいと思います。

コンサルタント  
武田

申し訳ありません。記載が間違っているというか、相対照度と光量子密度は意味合い的には近いものだという理解で、置き換えて調査をしているのが実情です。

大窪委員

より精度が高い光量子密度の方を使われているのであれば、付記していただければいいかと思います。お願いします。

もう一点ですが、3-38 ページを御覧ください。図 3-21 でトダイアカバナという絶滅危惧種の移植・播種の実施についてですが、時期は秋季に個体移植を実施されたということです。秋季ではなかなか活着が難しい植物でして、これは出来れば夏季等にしていたのが適切だったかなと思います。都合上そうってしまったということですか。

事業者  
太田垣

トダイアカバナの移植時期につきまして、時期をもう一度確認させていただきます。もう少し早い時期だったと思いますので、すいません。

片谷委員長

それは後日、御報告いただくことにしたいと思います。

事業者 太田垣	はい、承知しました。
片谷委員長	では、鈴木委員どうぞ。
鈴木委員	<p>大窪委員から話が出てしまいましたが、このタイヤ洗浄機ですけれど、1日に千何百台も通るといふ計画ですので、やはり村に入ってくるところで付けていただきたいと思ひます。もちろん、他の車もある訳ですけれども、1,400台といふのはかなり多く増える訳ですから、洗浄機みたいな立派なものでもなくとも、斜面のところを水を流すだけでも効果がある程度あると思ひます。そうしていただくと、JRさんは良く考へておられるといふ評価につながると思ひますので、是非、村に入る前にといふのを、重ねてお願いしませう。</p> <p>それから、冊子の3-26、27ページの図3-14と図3-16に、タイヤ洗浄機の設置場所を示す印がありますが、図3-15の釜沢にも送風機等の下に同じようなマークがあります。図3-14と3-16のタイヤ洗浄機の印と形状が全く同じですが、文章では釜沢には置かないといふことになっていませうね。</p>
事業者 太田垣	<p>ちょっと図面が紛らわしくて申し訳ございませう。釜沢のヤードといふのは、除山のヤードの延長上にありますので、除山のヤードで一括して洗浄する予定です。この印はタイヤ洗浄機とは違ひませう。</p>
鈴木委員	<p>分かりました。それから図3-14と16で、14が特にそうですけど、ゲートに対する洗浄機の位置が理解できません。ゲートに入ってきて、どうやって車が洗浄機の上に乗るのか方向が変です。左側通行だったら左側にないと変ですし、図3-16の小渋川も出口に近いような感じですよ。</p>
事業者 太田垣	<p>図が分かりにくくて恐縮ですけれども、洗浄機のヤード内の配置についてはゲートの方向を向いた位置に設置いたします。</p>
鈴木委員	<p>ゲートから入ったら洗浄機を通るようになりますね。細かいことですが、ダンプが乗れない位置に洗浄機を置いても仕方がないので。</p>
事業者 太田垣	<p>はい、それはもちろん適切な位置に設置いたします。</p>
鈴木委員	<p>きちんと図面に記載していただければと思ひます。村内に入る前の洗浄についても、是非、御考へいただければと思ひます。以上ですよ。</p>
片谷委員長	<p>では、佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>仮置き場に土をどんどん蓄積していきませうが、その蓄積の途中で周辺の大気に影響がないかとか、そこに帰化植物がどんどん入ってくる可能性もある訳ですよ。土自体のモニタリングや、どんな植物が入ってくるか、あるいは大気質がどう変わったかなど、土をどんどん蓄積していくときの、周りの環境変化のモニタリングは行うのでしょうか。</p>
事業者 太田垣	<p>具体的には大気環境のモニタリングといふことでしょうか。</p>
片谷委員長	<p>大気は恐らく粉じんの問題だけだと思ひますが、要は盛った土が飛散するといふ問題ですよ。</p>

佐藤委員	土が蓄積されていくときに、周りの環境に影響を与えないかということです。
片谷委員長	当然、土の検査はされますよね。
事業者 太田垣	土の検査はやってまいります。
佐藤委員	その後の、盛土をする過程ではどうなりますか。
事業者 太田垣	各段階において、シートを覆いまして飛散防止を行ってまいります。
片谷委員長	植物の種がそこに飛んでくるようなことも、そのシートが防ぐということですね。
事業者 太田垣	要対策土の方につきましては、飛散防止としてシートで覆います。
片谷委員長	要対策でない土はどうされますか。
事業者 太田垣	要対策でない土については、転圧をして締め固めをしていきますが、山の中の岩を砕いたものなので、簡単には植生が着くものではないと考えております。
片谷委員長	少なくとも、トンネルの中から掘ってきた土だから、中に種が含まれているということはないですね。
佐藤委員	新しい土は、植物がとても喜んで入り込みます。そしてサイズが岩から砂になったら違う種類が入ってきますので、可能ならモニタリングをして、帰化植物など入ってきたら対策をするとか、そういうことはどうかと思って伺いました。
片谷委員長	植物が生えれば目で見て分かることなので、そういうチェックはしていただくということですね。
事業者 太田垣	様子を見て、そういう植生があるようでしたら検討したいと思います。
片谷委員長	ではそういうモニタリングもお願いします。中村雅彦委員どうぞ。
中村雅彦委員	私は1点だけ、3-24 ページの表 3-8(1)です。動物・植物・生態系に関する計画面の環境保全措置で、上から二つ目、動物、生態系についてです。環境保全措置として、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用とあります。これは工法ですけど、工期について、例えば鳥の繁殖期がこうだから少しその工期をずらすという環境保全措置はないのでしょうか。あるいは私が見落としただけで、どこかに書かれているのでしょうか。鳥の場合の環境保全措置は工法と工期です。発生土の仮置き場の近くにノスリがいます。そうした場合に、環境保全措置として繁殖期をずらすという工期の考えは無くても、あくまでもそこに繁殖していようがいまいが、騒音の発生を抑える機械で対応するという考えでしょうか。
事業者 太田垣	生息環境との位置関係にもよると思いますけれども、少なくとも評価書で調査したつがいについては、そのときに御説明した環境保全措置を踏まえ、専門家の助言を伺いな

がら実施していけば施工は可能だと考えてございます。これから、またモニタリングをしてまいりますし、専門家の助言も踏まえて適切に工事を実施していきたいと考えてございます。

中村雅彦委員

多分、専門家の助言では、その鳥がいつ頃繁殖するのか、産卵期、包卵期、育雛期が分かった段階で、じゃあ産卵期は外しましょう、ちょっとその間は工期をずらしましょう、という話になってくると思います。だから、ここで明記はなくても、専門家の助言の中には必ず出てくるので対応すると考えてよろしいですか。それともここに書くべきなのか。

事業者  
太田垣

今までの調査の中では大丈夫と考えていますし、今後また調査をしていきます。調査結果も踏まえて、極端な話、ヤードの中に営巣する場合もあるかもしれませんが、そこは専門家の助言も踏まえて、繰り返しになりますけども慎重に検討していきたいと思っています。

片谷委員長

工期をずらすとか、ある一定期間工事を止めることは、なかなか難しいだろうと思いますが、音の出やすい作業をある一定期間減らすみたいなことならばあり得ると思います。そういうことを、是非細かく御検討いただくということをお願いしておきましょう。

中村雅彦委員

分かりました。以上です。

片谷委員長

はい、たくさんの御質問や御意見をいただきました。予定の時間を既にオーバーしていますので、一旦次に進みます。第4章の事後調査及びモニタリングに移ります。スライドの30番から34番ですけれども、これについて何か御質問等ありますでしょうか。これは評価書の段階でも言われていたことの確認のような内容ですが、特に、結果の公表について地元の自治体とよく相談をしていただいて、とにかく住民の方々が少しでも安心できるような公表の仕方というのを、最大限配慮していただきたいということもここでもう一度申し上げておきたいと思っています。

事業者  
太田垣

はい、分かりました。

片谷委員長

大窪委員どうぞ。

大窪委員

4-2 ページの表 4-2 モニタリングの実施内容で、一般的なことなので委員長にお聞きしたいのですが、専門家というのは公表されないのでしょうか。

片谷委員長

一般的には、個人が特定できない形で資料には記載されていることが圧倒的に多いです。少なくとも、法や条例で公表が義務付けられていることではないですね。

大窪委員

特定の種についての専門家なのか、どれほどの専門性を持たれている方の助言なのかというのがなかなか難しい気がしているのですけど。

片谷委員長

よくそういう意見は出ますけれども、これは事業者の良識に委ねるのが限界かと思います。少なくとも制度上義務付ける規定はどこにもないですね。

大窪委員

事業者の方針ということですか。

片谷委員長

専門家として相談を受けた御本人が承諾される場合には、公表しても何の支障もない訳です。御本人が了解された場合には、是非、事業者の立場としても、ホームページ等

	<p>に載せるかどうかは別として、こういう県に提出するような報告資料には記載していただいた方がいいですが、なかなかそれは難しい場合が多いと思います。そういう場合には、こういうことを専門にされている研究者という情報まで出していただくというのが普通かと思います。</p>
大窪委員	<p>はい、承知しました。</p>
片谷委員長	<p>事業者さんとしても、可能な場合には是非どういう専門家に相談したのかということ公表していただければと思います。</p>
事業者 太田垣	<p>専門分野と所属機関の属性というところまで書くようにしております。</p>
片谷委員長	<p>所属機関名まで書いてしまうと殆ど個人名が分かってしまいますので、やはりその辺はちょっと限界があるかとは思いますが、できるだけ情報量を増やすように御配慮ください。小澤委員どうぞ。</p>
小澤委員	<p>今の表 4-2 で、以前説明があったかも知れませんが、確認したいことがございます。水質、水資源あるいは土壌汚染のところで、自然由来の重金属等という表現になっていますが、これは全項目といえますか、いわゆるマニュアルで言う 8 項目を全部ということでしょうか。</p>
事業者 太田垣	<p>8 項目行います。</p>
小澤委員	<p>はい、分かりました。ありがとうございます。</p>
片谷委員長	<p>塩田委員どうぞ。</p>
塩田委員	<p>4-3 ページの図 4-1 に大気質、騒音、振動のモニタリング地点の図が出ています。上の方の黒い丸が 3 つありますが、具体的に地点名が入っていません。一番上は大鹿村役場で、2 番目は小学校か何かと思いますが、これはまだ具体的に調査地点が決まっていないから、名前が入っていないということですか。</p>
事業者 太田垣	<p>具体的にはもう決めております。役場の前と、小学校の前と保育所の前でございます。記載上はプロットだけになってはいますが。</p>
塩田委員	<p>それでは、調査地点名を入れてください。もう一つ、これは水質関係の地図を大気、騒音、振動に使っていると思いますが、先ほどのスライド図では道路が分かりました。その図を騒音、振動の方には使っていただいて、より分かりやすく表現していただいた方がよろしいかと思しますので、是非お願いします。</p>
片谷委員長	<p>工事用車両の運行ルートの説明図を使っていた方が、モニタリング地点としての意味がつかみやすいですね。</p>
事業者 太田垣	<p>はい、承知いたしました。</p>
片谷委員長	<p>では次に進ませていただきます。重複する部分もたくさんありますので、同様の意見であれば先ほどと同様の指摘というふうに言っていただければ結構ですので、大鹿村内</p>

の発生土仮置き場に関する環境保全について御質問や御意見を承ります。

まず、第2章の工事概要については、大半は前回説明していただいたところですが、何か御質問等があれば承ります。富樫委員どうぞ。

富樫委員

スライドでいきますと 39、40、41 番に、各仮置き場の計画地の図面がありますが、この断面図に全くスケールが入っていません。例えば、A断面の盛り土は高さが5mで、E地点のC断面の高さは15メートルですけど、まるで同じのような盛り土に見えてしまいます。こういう図を出す場合には、やはりどのぐらいの高さなのかというのが比べられるものでないと困ります。今後もあると思いますので、そのように表記していただきたいと思います。

片谷委員長

AとBとEで置き場の規模が違いますが、図面のサイズを揃えるために縮尺が異なっていますので、これはスケールを書きいただければいいですね。

事業者  
太田垣

承知いたしました。

片谷委員長

今後出していただくものでは、そのようにお願いします。続けて富樫委員どうぞ。

富樫委員

今の断面図で、やはり知りたいのは、例えば川との関係などもあります。盛り土の形だけが分かればいい訳ではなく、周辺の地形の中でどのぐらいの盛り土ができるのかというのが分かるような断面図にさせていただくと、より理解しやすいと思いますので、是非そのようにお願いしたいと思います。

事業者  
太田垣

10月25日に本冊子を提出した後で、前回の影響検討結果に対する助言をいただき、それを踏まえた対応方針として影響検討結果の冊子には河川区域等を入れるようにさせていただきました。こちらの方も同じように対応させていただきたいと思います。

片谷委員長

はい、ありがとうございます。では、他にこの第2章についての御質問等ありますか。はい、陸委員どうぞ。

陸委員

前回指摘をしました釜沢非常口から除山非常口までのヤード内の運行ルートですが、スライドの38番には赤い線が入っていますが、冊子の2-1ページには入っていないので、修正していただければと思います。

事業者  
太田垣

承知いたしました。

片谷委員長

その他、第2章について何かございますか。無ければ、一旦先に進みます。第3章、スライドでは43番から48番について、御質問や御意見を伺います。富樫委員どうぞ。

富樫委員

スライドの46番の防水シートですが、冒頭で梅崎委員の方からも少し関連の質問があったかと思います。実際に盛り立てる途中段階では、防水シートはどのようにお考えでしょうか。

事業者  
太田垣

日々、施工が完了した段階で防水シートを覆うようにいたします。

富樫委員

毎日、毎日、上に被せてということになりますか。

事業者 太田垣	そのようなやり方で進めます。
片谷委員長	よろしいですか。中村寛志委員どうぞ。
中村寛志委員	スライドの44番、冊子3-30、3-31ページの重要な種についてですが、キマダラルリツバメとツバクロイワギセルは確認されなかったということで、具体的な情報があれば今後もまだ調査されるということですが、もし見つければ、いわゆる環境保全措置を検討するというところでよろしいでしょうか。
事業者 太田垣	情報をいただいた箇所については、回避するように計画してまいります。
中村寛志委員	分かりました。同じく3-30ページで、クロツバメシジミについては4地点で確認したということです。これは、工事によってこの生息場所がなくなってしまうのかどうかということ。それから、同質の生育環境が広く分布しているため生息環境が確保されるという表現がありますが、長野県には結構生息地があっても、大鹿村では多分この他には2、3箇所しかないと思います。どのような割合で、どんなデータを元に生息環境が確保されると記載されているのか、お答えいただきたいと思います。
事業者 太田垣	この場所については、今回、工事で改変される所ではないです。
中村寛志委員	では、食草も全部残るということでいいですか。
事業者 太田垣	はい。
中村寛志委員	周辺ではあるけれど、改変区域以外であるということですね。分かりました。
片谷委員長	他にいかがでしょうか。はい、陸委員どうぞ。
陸委員	仮置き場については、周囲を囲う計画があるのでしょうか。
事業者 太田垣	仮囲いで囲います。冊子の3-44ページ、スライドでしたら47ページにございます。イメージですが、こういった仮囲いを設置する計画でございます。
陸委員	このようなまっすぐな壁で囲い、仮置き場の全体に建てるというようなイメージでよろしいですか。
事業者 太田垣	囲える範囲には、囲いたいと思います。
陸委員	その際の色には注意していただきたいと思います。これは、仮のまだ決まっていない色だと思えますが、目立たない色で周囲の景観に配慮していただいて、非常に自然の豊かな場所ですので、十分に注意していただきたいと思います。
事業者 太田垣	仮囲いの配色につきましては、大鹿村の条例の対象でもございますので、大鹿村と協議して、適切な色合いで行いたいと思います。

片谷委員長	はい、ではよろしく願いいたします。小澤委員どうぞ。
小澤委員	水環境のところ、3-37 ページの図 3-30 に要対策土の仮置き場の図がありますが、その下の図 3-31 では排水処理として排水処理設備をつけるというフローになっています。図 3-30 の仮置き場において、側溝に集まった下部にそういうものを設置する予定ということでしょうか。
事業者 太田垣	仮置き場のごとに、ポータブルなものですが排水処理設備を設置する予定でございます。
小澤委員	それで、水質の管理をやっていくということでもいいですね。
事業者 太田垣	はい。このフローに示してございますけれども、内側の側溝、要対策土内排水路と呼んでいます。そこから集まった水を集水タンクに集めまして、そこで濃度の確認を行いまして、基準値を超過するものについては専用のポータブルの処理設備を設置して、そこで処理をしてから排水するという計画であります。
小澤委員	分かりました。上の図 3-29 の要対策土でないものには、沈砂池という形で沈殿させて濁水の濁りを取るものが記載されていますので、図 3-30 にもそうした形で排水処理設備を追記してもらえたらと思います。
事業者 太田垣	図 3-30 では、右側に「排水をモニタリングし、処理プラント等を通じて排水」と書いてあります。矢印だけになってしまいますが、意味合いとしてはここでございます。
片谷委員長	他にいかがでしょうか。塩田委員どうぞ。
塩田委員	<p>スライド 45 番に、低騒音・低振動型建設機械の採用と書いてありますが、低振動型建設機械はそんなに多くありませんし、同じ機械で低騒音型と低振動型の二つの型式を持っている建設機械も殆どありません。このように記載するのであれば、写真では低騒音型の建設機械のマークが付いていますが、低振動型のマークもありますので、両方のマークが付いている建設機械をここに載せないともまずいと思います。</p> <p>それと、ウルトラ型、超低騒音型建設機械という、低騒音型よりも更に騒音レベルの低い建設機械があるのを御存知ですか。年一回、国土交通省から発表され、その建設機械の騒音レベルが、例えば7m離れたら騒音はどれぐらいか、振動はどれぐらいかデータが載っています。そうしたデータを利用して、従来型の建設機械に対して7dB 下がったものを使いますというように、既に公表されているものをうまく利用して、大鹿村の方々にお知らせすれば、普通より騒音、振動の低い機械を使うことを理解いただけると思います。国土交通省は結構マメに公表していますので、そうした情報を利用して、こういう資料に分かりやすく入れていただけると、よろしいかと思います。</p>
事業者 太田垣	ありがとうございます。
片谷委員長	騒音、振動もそうですし、大気質もそうですけれども、カタログデータの上で、低騒音、低振動型、あるいは排出ガス対策型であっても、やはり整備によって大分変わります。今回の資料の中にも、整備の徹底ということも謳われていますけれども、特にダンプなどは整備によって排ガスの性状が何倍も変わるということはよく知られていることですので、その辺り、JR 東海さんが御自分で工事をされる訳ではなくて、発注された建設会社が工事をされる訳でしょうけれども、その発注契約のときに、その辺の徹底を厳密に盛り込んでいただくようお願いしたいと思います。

	先に手が挙がっていたのは富樫委員ですね。お願いします。
富樫委員	仮置き場のA、B、Eの中で、防水シートによる浸透を防ぐという対策がAとEだけ書いてありますが、Bはどのようにお考えでしょうか。
事業者 太田垣	要対策土を置く仮置き場がAとEなので、AとEのみに記載しております。
富樫委員	Bについては、そういう所ではないということですか。
片谷委員長	重金属を含んでいるような土は、AとEにしか置かないということですね。
富樫委員	濁水防止に関してはいかがでしょうか。
事業者 太田垣	濁水防止については、沈砂池を設けて行います。
富樫委員	シートを被せるとか、そういう対策は行わないのですか。
事業者 太田垣	大雨が降ったときに、崩壊防止等のためにシートをかける予定ですが、通常の場合はそこまでは考えておりません。
富樫委員	B以外のところも、シートを被せるというのは基本的に重金属対策のためで、通常の盛り立てた土は、野ざらしのまま考えているということでしょうか。
事業者 太田垣	はい。必要により散水等の養生を行いますけれども、シートは覆わない予定です。
富樫委員	私の認識が間違っていたのですが、盛り立てた土に関しては、濁水防止するために防水シートを全部かけるのかと思っていました。そういう訳ではなくて、基本的に野ざらしという形になるということですか。
事業者 太田垣	十分に転圧は毎日してまいります、シートはかけません。
片谷委員長	ただ、ショベルカーで積み上げただけでなく、転圧をかけて飛びにくいように固めた状態で置いておくという意味ですね。
事業者 太田垣	はい。
富樫委員	夏場の集中豪雨とか、雷雨とか、そういうときにどっと濁水がでる場合もありますので、そういうことが起こらないように、やはり配慮が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
事業者 太田垣	その辺りは、第五章に大雨時の対策として記載させていただいております。
片谷委員長	5-3 ページの異常時対応の部分ですね。よろしいですか。では、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員

先ほど工事の発注という言葉が出てきましたが、この工事で地元の方々への仕事の提供など、この環境影響評価とは関係ないのですが、この地元を最も愛している人たちが近くにいらっしやいますので、その人たちが一緒に仕事に参加されたりすると、スムーズにいくのかなということが一つです。

それから、今、要対策土とか悪い方ばかり言っていますが、例えば金が出てきたりした場合にはどのように考えるのか、ちょっと変な質問ですがどうでしょうか。

片谷委員長

少し回答しにくい質問だと思いますが、お願いします。

事業者  
永田

まず、地元の雇用ということに関しましては、これだけの工事になりますと様々な形態での雇用が、例えばよく言われますのは交通誘導員ですとか、あと請け負った鹿島JVの方でも宿舎を大鹿村内に建てることになります。そこでの清掃や賄いなど、そういった雇用については、なるべくその現地の方を中心というようなことはJVの方も申しておりますので、そういった雇用の効果は考えられると思います。

それともう一点、発生した土砂に何か価値のあるものが含まれた場合はどうかということですが、これは採掘の権利とか多分そういうものに関係してくるのかと思います。今、この場で明確なお答えはできませんが、何かお答えできるようなことがあれば、別の機会に回答させていただきたいと思います。

佐藤委員

分かりました。少し楽しいこととも思い、質問しました。

片谷委員長

他に何かありますか。では、最後に第5章について御質問等を承ります。梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

最初に質問して、ここまで大分いろいろなことが出てきていますので重複になりますが、1つは、やはり造成中というのがかなり長いのに、その配慮事項が少し簡単すぎるので、しっかり書いていただきたいということです。5-1 ページからの計画上の配慮事項というところを書いてありますが、先ほどの造成中のシートやモニタリング井戸の役割を含めて、造成中の配慮事項としてどういうことを行うかしっかり書いていただくと、随分安心できるのではないかと思います。

撤去については、多分造成よりも期間は短くなると思いますが、撤去についても一定の期間を要しますので、造成中と撤去中を一緒にでも、別項目でもよろしいですので、その中でしっかりとその計画を、モニタリングやシートや濁水処理等も含めて、どういう管理をするかということをしっかり書いていただきたいと思います。

その上で異常事態の対応があります。降雨について1時間30mm以上というのは、異常というよりも最近はある意味もう普通に起こる事態ですので、30mm、40mmくらいまでは、通常の対策と考えて、対処された方がいいのではないかと思います。その上で、最近では80mmとか100mmを越すような豪雨もありますので、そういうときにどうするかという対応を検討された方がいいのではないのでしょうか。

それから、地震についても、震度4にするのか震度3にするのかということはありませんが、造成中や仮置き中の降雨、地震対策について、具体的な対策をしっかり書いていただいた方がよいと思います。

事業者  
永田

今の御意見は、降雨量といっても30mm、40mmは今や当たり前で、異常時というとならば80mmとかそういう数字なので、一種のランク分けといえますか対策も変わるので、そういうことを、もう少し具体的に記載したほうがいいのではないかと思います。分かりました。そこはJVとも相談しつつ、特に80mmとか、すごく大きな値の降雨量のときに、何か取り得る対策があるのかどうかについて検討しまして、記載するべきことがあれば考えたいと思います。

梅崎委員 最近は 60mm、80mm という降雨もありますので、異常時の対策も、関係箇所への連絡だけではなくて、もう一段階上の安全対策を取っていただきたいということです。

片谷委員長 今、事業者さんもそういう趣旨で言われたと思いますが、要は 30mm 以上のほか、60mm がいいのか 80mm がいいのか判断が分かれるかもしれませんが、もうワンランク上の異常時対応を 2 段構えで検討されるという御解答ですね。それで、是非お進めください。受注されたのが鹿島さんですので、いろいろ経験はお持ちのゼネコンさんですから、技術的には可能なことがまだたくさんあると思います。そうしたことを、こういう部分に反映するよう協議をしていただけるようお願いいたします。

大窪委員 どうぞ。他に何かありますか。では、全体を通して言い忘れたことがありましたら承ります。

大窪委員 大鹿村の発生土仮置き場の方の 4-1 ページの事後調査とモニタリングの実施計画で、植物について移植後のモニタリングを行うと文言では書かれていますが、表 4-1 のモニタリングの計画では項目として整理がされていません。

片谷委員長 それは、事後調査とモニタリングは別だからです。事後調査は評価書に書かれているのもので、モニタリングというのは事業者さんが自主的にされるものですので、別の作業になります。

大窪委員 文言としては、植物について移植後にモニタリングをすると書いてありますが、表の計画の中には項目立てされていないので、発言しました。

片谷委員長 事後調査はアセス法上の義務としてやられるもので、モニタリングは事業者さんが自主的に、長野県の場合は県知事の意見の中でモニタリングに関しても報告を求めたので、こういうものを出していただいているということです。

大窪委員 植物については、移植後のモニタリングを検討するという事は計画されているということで理解しましたが、よろしいですね。

事業者 太田垣 事後調査のところに、移植、播種した植物の生育状況について移植後のモニタリングをしていきますと明記しておりますので、やってまいりたいと思います。

大窪委員 お願いいたします。

片谷委員長 事後調査の中で、一般的な用語としての意味でモニタリングという言葉が使われると混同すると思います。事後調査の部分では、移植後の確認調査というような言葉にさせていただいたほうが、より明確に区別できますね。よろしいですか。

事業者 太田垣 はい、分かりました。

片谷委員長 では、そろそろ御発言も尽きたようですので、この件につきましては以上とさせていただきます。追加の御意見や御質問については、事務局から 11 月 18 日までに提出していただきたいという依頼が出ております、来週の金曜日でおよそ 1 週間ですが、メールで事務局宛てにお寄せいただきたいということでございます。それでは、この議題に関しましては以上とさせていただきます。

では、続きまして、2 番目の事後調査報告書の審議をさせていただきたいと思います。JR 東海の皆様は議題の 3 番でも関わりがありますので、申し訳ありませんが、そのまま

現在の席でお待ちいただけますでしょうか。

では、議事（２）でございます。２件事後調査報告が出てきておりますが、資料２について事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
仙波

時間の関係もございますので、この場では簡単に説明させていただいて、これに対する御意見についても、来週の金曜日までという形でお願いしたいと思います。

資料２「事後調査報告書の概要について」ですが、７月に開催した第３回技術委員会では、３つの案件の事後調査報告書について御審議いただきました。今回、２つの案件が出てまいりましたので、委員会に提出させていただきました。

１番は、旧軽井沢倶楽部開発事業という旧要綱対象の案件で、別荘団地の造成の事業でございます。内容といたしましては、別荘用の浄化槽排水の水質検査結果を事後調査報告としていただいているものです。（３）事後調査報告書の概要に記載のとおり、適切に運転され、水質にも問題がないという状況でございますので、事務局としては特に問題ないものと考えております。

それから裏面の２番につきましては、湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業で、これは古い焼却炉があった場所に、更新して新しいごみ焼却施設を建設する案件です。今回の事後調査報告は猛禽類の調査のみの内容となっており、内容といたしましては、評価書までのアセス調査時、それから１年ごとに３回工事期間中に調査を行いました。それぞれ問題のない結果が出ているというものでございます。こちらについては、猛禽類の関係ということですので、恐縮ですが、中村雅彦先生に御確認いただきまして、何かあれば先ほど申し上げた１１月１８日までに御連絡いただければと思います。

これらの報告書については、昨日から１か月間、公告、縦覧をしております。住民の方から環境保全の見地から御意見がある場合には、県に対して御意見をいただくという形で手続きを進めておりますので、その段階で何か御意見が出てまいりましたら、御報告させていただきたいと思っております。事務局からは以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。１件はもう随分昔の案件で、当初の審査をしたときには誰も多分関わっていない、私も記憶がない案件です。当時の状況は分かりませんが、汚水処理施設の処理水の水質検査だけでなく、放流箇所の生物影響でも、事務局が確認した範囲で問題がなかったということです。水関係の委員の方には、もしお気付きの点があれば、１８日までに御意見をいただきたいと思っております。

一方、湖周の方は今日御出席の全員の委員の方が、アセス手続の段階で関わられていると思っておりますので、現地の状況はお分かりと思っております。ただ、今回出てきたのは猛禽類だけということですので、これは中村雅彦委員に全面的に委任させていただくという扱いにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。では、中村雅彦委員はお手数ですが御確認いただき、問題点があれば１８日までに事務局にお伝えいただくようお願いいたします。

この２点について、何か他に御質問等があれば承りますが、よろしいでしょうか。これにつきまして、もし他の委員の方もお気付きの点があれば、１８日までに事務局宛てでお願いいたします。

では、次の議事（３）に移ります。その他ということですが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
仙波

その他につきましては、資料３、資料４、資料５になりますが、いずれもリニア中央新幹線関係になります。資料３につきましては、第６回技術委員会で「南木曾町における水資源に係る具体的な調査の計画」に対する助言について御審議いただいたところですが、その際の御意見と関係機関の意見を踏まえて作成いたしました。こちらは、先日、案としてお送りしておりますが、現段階で特に御意見いただいていないという状況です。時間の関係もございますので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、１番の調査地点についてです。妻籠水道水源保全地区内ということでございます。

すが、岐阜県との境の辺りに県の水環境保全条例に基づいて指定されている水道水源保全地区があります。保全地区内における一定規模以上の土地の形質変更については、今後、水環境保全条例に基づいて、知事への協議が行われる予定になっておりますが、そうした意味で特に重要な区域でございますので、帯水層の調査を行い、帯水層が複数ある場合、帯水層ごとに複数の調査地点を設けることを求めています。

2番の調査頻度につきまして、連続測定の実施というのは、これまでの他の計画でも求めているところですが、前回、富樫委員から調査で準拠する「地下水調査および観測指針（案）」の中でも、自記水位計による連続測定を原則としているという御発言もございましたので、その部分も記載したいと思います。

3番の調査項目ですが、先ほどの妻籠水道水源保全地区内について、主要溶存成分に加えて、鉄、マンガン、硝酸イオン、アンモニウムイオン等の調査も実施することを検討してほしいという内容を入れております。

4番の調査結果の公表については、これまで他の計画について申し上げている助言と同じです。特に（1）の調査結果の公表について、地元市町村と十分協議の上、住民の方が調査結果を容易に把握できる方向で、適切な頻度で行ってほしいということをお願いしております。

5番ですが、添付資料の関係では、断面図も付けてほしいということ、それから帯水層の位置をボーリング柱状図に記載してほしいということです。（3）については、前回、鈴木委員から御発言がありましたが、水資源の事後調査と水質の事後調査は密接に関係する部分ですので、水質の事後調査の内容も追記していただくことで、より分かりやすい計画にしてほしいということでございます。（4）はトンネルの掘削工事の計画が変更になるという話も聞いておりますので、そうした内容も計画書に書いていただいて、それに対する対応も記載してほしいという内容でございます。資料3の説明は以上でございます。

片谷委員長

では、今説明していただいた資料3について、御質問や御意見を承ります。何かありますでしょうか。特に御発言がないようでございますので、これにつきましては委員会として了解したという扱いとさせていただきます。では、他の資料についても説明をお願いします。

事務局  
仙波

次に資料4、資料5をお願いいたします。こちらにつきましては、技術委員会の御意見、それから県関係機関の意見を踏まえてとりまとめた県の助言に対しまして、昨日 JR 東海から対応方針の送付があったものでございます。

資料4は、平成27年度における環境調査の結果等への助言に対する対応ということで、個別の説明はいたしませんけれども、県の助言に従って対応するという回答をいただいております。

それから、資料5につきましては、こちらは9月の第5回技術委員会で JR 東海の方から御説明いただき、審議を行って助言を出した訳ですが、基本的には冊子を修正する、あるいは追記するという対応をいただいております。それから、本日の議事（1）で大鹿内発生土仮置き場における環境保全について御審議いただきましたが、その冊子の中で具体的な内容を記載するというような対応を取っていただいております。

新しい内容といたしましては、2ページ一番上では、一般環境のデータを道路端におけるバックグラウンド等に採用している理由として、現状の一般車両の通行が非常に少ないという記載があるが、その根拠を示してほしいということをお願いしました。11月2日に実際に確認をいただいて、8時～17時の間で両方向合計でも11台の通行しかなかったということをお願いしております。

それから同じく2ページ一番下ですが、大窪委員から、発生土を仮置きする期間を踏まえて、外来植物の侵入や樹林化に係る必要な対策を検討することという御意見がありました。こちらに対応方針が記載されておりますが、仮置きされる期間は1～2年であり、撤去不可能なほど樹林化することはないと考えていること、また、仮置きする土は

大鹿村内のトンネルから出る土のみであり、外来種が混じっていることは考えにくいですが、運搬する車両については、タイヤの洗浄により村外、ヤード外から他種を持ち込まないように対策を講じるということで、対応が記載されています。

その他の部分については、初めに申し上げたように冊子の修正、あるいは環境保全の冊子の方で記載がなされているということでございまして、その修正した冊子につきましては、修正箇所を明示していただいた上で、昨日 JR 東海のホームページにアップされております。修正後の冊子につきましては、今日印刷が間に合わなかったのも、委員の皆さんには別途郵送させていただきますが、その際にも御確認いただければと思います。事務局からの説明は以上でございます。

片谷委員長

ありがとうございました。今日の審議の中で出てきた件に関わる記載も一部ありますので、もし何かお気付きの点等ありましたら御発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。交通量が日中9時間で11台というのは、予想を上回る少なさというか、やはり通過交通のない場所だということですね。こちらも出てきたばかりですので、もし、お気付きの点があれば、事務局宛てに御連絡いただくということにさせていただきたいと思っております。ではこの3番の議事についてもここまでとさせていただきます。

では、今後の委員会の審議予定について、事務局から御説明をお願いします。

事務局  
仙波

今後の審議予定ですが、第9回技術委員会を11月24日(木)13時半から16時半の予定ですが、本日と同じ西庁舎301号会議室で開催し、飛騨信濃直流幹線新設工事に係る準備書、それから一条メガソーラーの方法書について、それぞれ2回目の審議をお願いいたします。

それから、先ほど委員長からもお話がありましたとおり、本日の議事(1)と議事(2)に関して追加の御意見等ございましたら、11月18日(金)までに事務局宛てお寄せいただくようお願いいたします。

リニア関係の内容につきましてはこれまでと同様に、本日及び追加でいただいた御意見を県からの助言として取りまとめ、事業者へ通知し、対応方針を確認させていただくことを予定しております。

それから、少し先の話になりますが、12月の技術委員会は12月21日(水)の午後ということで御案内しておりますが、こちらについては案件の状況次第で開催しない可能性がございます。これは決まり次第早急に御連絡いたします。それから、1月以降ですが、1月10日(火)の午後に飛騨信濃直流幹線と一条メガソーラーの第3回審議を行う予定にしております。それ以降の予定もお知らせしているところですが、今のところ予定どおり開催することにしておりますので、よろしくようお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

片谷委員長

ありがとうございました。何か御質問ありますでしょうか。では、特に御発言がございませんようでしたら、これをもちまして議事を閉じさせていただきたいと思っております。

事業者の皆様方、長時間にわたり御出席くださりましてありがとうございました。実はこの件は、事業としては東京から名古屋ですけれども、長野県は工事が先行していることもあって報道されることが多く、それからアセスメントの世界でも新しい形の事例として、このモニタリングというのが大きなボリュームを持っておりますので、アセスメントに関わっている人たちから、かなり注目を集めている状況にあると私は見ております。ですから、長野県事務所の負担はかなり大きいと思っておりますが、いいアセスメントにするというその1点に集中して、是非、今後も鋭意努力をお願いしたいと思います。委員会としても応援できる部分は応援しますが、やはり注文付けなければならない点もたくさんありますので、そういう点は御理解をいただきたいと思っております。今回もたくさん資料を出していただきましたけれども、今後ともよろしくようお願いいたします。

では事務局にお返しいたします。

事務局  
寒河江

本日の技術委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。